

広島市立保育園等施設包括管理業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年8月13日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立保育園等施設包括管理業務

(2) 業務内容（詳細は「広島市立保育園等施設包括管理業務仕様書（案）」のとおり。）

ア 対象業務

- ① 保守点検等業務
- ② 補修・修繕業務（見積金額が1件当たり100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の案件に限る。）
- ③ マネジメント業務
 - a 包括管理業務委託に関する統括管理業務
 - b 施設に関する不具合通報等への対応
 - c 施設巡回点検業務

イ 対象施設

336施設

内訳：広島市立保育園・認定こども園（85施設）、児童館（124施設）、放課後児童クラブ施設（3施設）、ちびっこ広場（124施設）

※ 施設については、契約期間中の新設又は廃止により増減することがある。

(3) 履行期間

ア 業務準備期間

契約締結日から令和8年3月31日

※ 契約締結日は事業者提案を基に協議し、令和8年3月31日までのいずれかの日とする。

イ 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

1,827,000,000円

年度別の内訳

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
366,000,000円	364,400,000円	368,000,000円	365,000,000円	363,600,000円

業務別の内訳

保守点検等業務費	修繕業務費	マネジメント業務費
256,900,000円	1,206,100,000円	364,000,000円

※ 修繕業務費は修繕に関する費用（実際に修繕を行う事業者にかかる材料や作業等の費用）のみであり、発注収納代行にかかる費用は含まない。

(5) 契約担当課

広島市こども未来局幼保企画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎3階）

電 話：082-504-2153

FAX：082-504-2255

E-mail：ko-hoiku@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

(1) 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

ウ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

オ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

② 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

カ 過去10年間（平成27年度から令和6年度まで。以下同じ）に、国又は他の地方公共団体において、公共施設に係る包括管理業務又はビルメンテナンス（建物保全）業務の受託実績を1回以上有すること。

キ 包括管理業務又はビルメンテナンス（建物保全）等業務について、通算5年以上の実務経験を有する者であって、本プロポーザル参加者と直接的かつ3か月以上の雇用関係にある者を本業務の統括責任者として専任で配置できること。

(2) 共同事業体の応募資格等

本プロポーザルに共同事業体で参加する場合は、構成事業者数は2又は3とし、代表事業者を1者選定すること。

ア 2(1)アからオは、共同事業体の全ての構成事業者が満たす必要がある。2(1)カ及びキについては、代表事業者にのみ求めることとする。

イ 2者で構成する共同事業体の場合は1以上の事業者を、また、3者で構成する共同事業体の場合は2以上の事業者を、広島市内に本店を有する者とする。

ウ 参加申込書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は認めない。

エ 共同事業体の構成事業者は、本プロポーザルにおいて同時に他の共同事業体の構成事業者となることはできない。

オ 共同事業体の構成事業者は、単独事業者として本プロポーザルに参加することはできない。

カ 共同事業体の代表事業者は、構成事業者と協定書を締結すること。協定書の様式は任意とする。なお、協定書には共同事業体を構成する全ての事業者が本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含めること。

キ 本プロポーザルに単独事業者として参加した者は、同時に共同事業体の構成事業者として参加することはできない。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

(ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度 プロポーザル・コンペ案件」)

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年9月10日(水)まで(ただし、閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年8月25日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、閉庁日を除く)。

イ 提出方法

質問書(様式6)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先

前記1(5)の契約担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(5)の契約担当課において、令和7年9月1日(月)までの閉庁日を除く毎日(午前8時30分から午後5時15分まで)、閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 申込期間

令和7年8月22日(金)から令和7年9月4日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、閉庁日を除く)。

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式1)及び必要な添付書類を持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

令和7年9月10日(水)までに応募者に文書又は電子メールにて通知する。

6 現地説明会

応募資格確認申請書を提出した応募者に対し、対象施設の一部において現地説明会を開催する。開催日時等の詳細については、応募資格確認申請書の提出時に通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の記載項目等

企画提案書（様式5）のとおり。

(2) 提出部数等

次のア及びイを提出すること。

ア 企画提案書正本（様式5－1（正本用表紙）＋企画提案書（様式自由）及び見積書（様式9））

紙媒体1部、電子媒体1部

イ 企画提案書副本（様式5－2（副本用表紙）＋企画提案書（様式自由）及び見積書（様式9））

紙媒体9部

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和7年9月30日（火）午後5時15分

イ 提出場所 前記1(5)の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 予想されるリスクと責任分担

本業務の実施における本市と受託者の責任分担は、原則として「予想されるリスクと責任分担」によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

8 受託候補者の特定

(1) 審査

企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、「広島市立保育園等施設包括管理業務プロポーザル審査委員会」が審査を行い、最も高い評価点数を得たものを受託候補者として特定する。

(2) 受託候補者特定基準

「広島市立保育園等施設包括管理業務受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対して審査終了後、文書により通知する。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1(5)の契約担当課に提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) その他

詳細は公募型プロポーザル説明書による。